

令和3年12月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年12月9日(木) 午前 9時30分から 10時00分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

14番 藤田 博史

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め6番佐野 孝則君、8番笹古 時男君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第44号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第69号 農地法第5条第1項第6号の届出に係る買受適格証明についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第44号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
元吉原地区32番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ元吉原地区32番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は国道一号線沼津バイパスの中里の交差点から南東に200mくらいのところの4ヶ所あります。申請地周辺は、ハウスや野菜畑となっております。譲渡人は昨年2月に売買により今回の申請地を含む農地を取得する農地法第3条の許可を受けていますが、本業が多忙となったことから兄弟である譲受人に売却を希望しています。短期間での売買ですが、兄弟間での融通であり売買価格も同額であることから、転売目的での取引ではないと思われれます。譲受人は家族でシイタケなどの栽培を行っている兼業農家です。一部荒れてしまっていた農地については、重機で復元を行っており、ほとんど作業が完了しています。復元後はシイタケやフキ、落花生などを栽培するとのこと。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 元吉原地区32番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
元吉原地区32番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に大淵地区33番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区33番 朗読)

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は富士市新環境クリーンセンターから北東に900mほどのところにあります。譲受人は申請地のすぐ南側に居住している方です。申請地の西側が道路となった際に、今回の申請地が譲受人の茶畑側に残ってしまい、実質的な管理を譲受人が行っている状況となっています。今後権利関係で問題にならないよう、今回の申請に至ったとのことです。現地を確認したところ、茶畑としてきれいに管理されていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区33番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区33番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案6ページの議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大淵地区34番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区34番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は主要地方道富士白糸滝公園線、通称大淵街道を上がっていき、新東名高速道路をこえて400mほどのところに大富士病院があるのですが、そこから東に200mくらいのところにあります。譲受人は大淵地区で建設業を行っている法人です。かなり以前から資材置場として使用しており、農地転用は完了していると思っていたところ、譲渡人が昨年相続をした際、地目が畑のままであることが判明したため是正したいと申請です。現地を確認したところ、建設資材が置いてあったようですが、片づけられており、更地の状態になっていました。申請地の西側も譲受人の資材置場となっており、こちらは農地転用が許可されています。今更申請地だけを農地に復元というのも現実的ではないかと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長	<p>大洲地区34番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区34番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案7ページの議第46号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。 富士地区6番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案7ページ富士地区6番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>申請地はJA富士市富士支店の交差点から西に800mほど進み、そこから50mくらい北に進んだところにある丸山接骨院のすぐ北隣です。相続人は兼業農家ですが、引き続き農業経営を行っていくので、相続税の納税猶予を受けたいとの申請です。現地を確認したところ、大根などの露地野菜がきれいに栽培されていました。被相続人と一緒に農業を行っていたとのことで農業経験も問題ないかと思えます。定年も近いことから今後は時間もとれるようになるので、産直への出品なども行っていきたいとのことでした。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>富士地区6番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区6番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案8ページの議第47号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案8ページ 朗読)</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。</p> <p>(質問なし)</p>

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長 次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案9ページをご覧ください。
報第67号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。
次に議案10ページをご覧ください。
報第68号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数1件。
次に議案11ページをご覧ください。
報第69号 農地法第5条第1項第6号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数1件。
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年12月9日

農業委員会会長

同委員

同委員